# 国際医薬経済・アウトカム研究学会日本部会会則(案)

文責 鎌江伊三夫

### 第1章 総則 (Article1: Name)

第1条 本会は国際医薬経済・アウトカム研究学会日本部会 (ISPOR Japan Chapter; IJPC) と称する。また、ISPOR 日本部会と略称する。

第2条 本会の事務を処理するため事務所を置く。

## 第2章 目的および事業 (Article2: Mission)

第3条 本会は ISPOR の理念に基づき、

- 1. 医薬経済・アウトカム研究に関心をもつ研究者、医療従事者及び政策決定者が国レベルで知識を共有できる環境を提供し、
- 2. 製薬産業、医療関係機関及び学術機関の構成員と医薬経済・アウトカム研究に関心をもつ研究者、医療従事者及び政策決定者との交流を促進し、
- 3. 医薬経済・アウトカム研究に関心をもつ個人のための資源として機能し、
- 4. 部会会員が ISPOR の活動への認識を高め、その活動に参加するための機会を提供する

ことにより、我が国の医療および医療システムの発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1. 産官学の研究者による研究集会の実施
- 2. News Letter、その他の出版物の刊行
- 3. ISPOR 活動への参加の奨励と支援
- 4. その他目的を達成するために必要な事業

#### 第3章 系列 (Articl3: Affiliation)

第5条 本会は ISPOR の国際活動の一翼をになう支部として活動を行う。

### 第4章 会員 (Articl4: Membership)

第6条 本会の会員は正会員、学生会員、名誉会員、賛助会員とする。

1. 正会員:本会の目的に賛同し、会費を納める者。

- 2. 学生会員:大学またはこれに準ずる学校に在籍し、本会の目的に賛同し学生会費 を納める者。
- 3. 名誉会員:本会の進歩発展のために特に功労があった者で、理事会の推薦により、 会員総会で承認を得た者。会費を納めることなく正会員の資格を有する。
- 4. 賛助会員:本会の目的に賛同し、賛助会費を納め、本会の事業を後援する個人または団体。当該団体は所属する者3名に限り、個人会費を納めることなく正会員 資格を有する賛助会員個人会員として登録することができる。
- 第7条 入会を希望する者は、理事会の承認を得て会員となることができる。
- 第8条 本会の会員の会費は細則で定める。
- 第9条 会員は本会が刊行する News Letter などの配布を受け、研究集会において研究発表をすることができる。
- 第10条 会員は次の事由によって資格を喪失する。
  - 1. 退会
  - 2. 死亡、失踪宣告
  - 3. 除名
- 第11条 退会を希望する会員は会長宛に退会届を提出しなければならない。
- 第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには理事会の議決を経て、会長が除名 することができる。
  - 1. 会費を3年以上滞納したとき。
  - 2. 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあったとき。
- 第13条 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

#### 第5章 組織 (Articl5: Organization)

- 第14条 本会に次の役員 (Executive Committee officers) を置く。ただし、少なくとも 3 人の役員は ISPOR のメンバーでなくてはならない。また、すべての正会員は、役員になる機会を有する。
  - 1. 会長(President) 1 名
  - 2. 次期会長(President-elect) 1 名
  - 3. 理事 (Members of Exective Committee) 20名程度
  - 4. 監事(Secretary/Treasurer) 1 名
- 第15条 本会の役員は次により選出または選任する。
  - 1. 会長は前会長の任期終了時に、次期会長が理事会の承認をもって選任する。
  - 2. 次期会長は次期会長選出に関する第8章により正会員の中から選出する。
  - 3. 理事は理事選出に関する第8章により正会員の中から選出する。
  - 4. 監事は監事選出に関する第8章により正会員の中から選出する。
- 第16条 役員の任期は次の通りとする。

1. 会長、次期会長、理事、監事の任期は、会計年度の 1 年間とする。ただし、空席を補充するため選出された場合は、選出時に予定された任期とする。また、再任を妨げない。

第17条 役員は本会の活性化のため、会員募集に尽力する。

## 第6章 会議 (Articl6: Procedures)

第18条 本会の会議は会員総会、理事会とする。

- 1. 会員総会は、毎年 1 回原則として研究集会に併せて開催するものとし、会長が召集し議長となる。なお、会長は、必要に応じて臨時の会員総会を招集できる。
- 2. 理事会は、会長、次期会長、理事および監事により構成され、理事の要請に応じて会長が召集する。
- 3. 会員総会および理事会の議事は、議長を除く出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4. すべての会員は、会員総会および理事会に対し、その議題を提出できる権利を有する。

#### 第7章 役員の職務 (Articl7: Duties of Officers)

第19条 本会の役員は次の職務を行う。

- 1. 会長は本会を代表し、会務を掌握する。
- 2. 会長はすべての会議の議長を行う。
- 3. 会長は年度活動および会計報告を、ISPOR 理事会に提出しなくてはならない。
- 4. 次期会長は、会長の任期終了1年前よりその職務を遂行し、会長の任期終了時に、会長の職務を引き継ぐ。
- 5. 次期会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。
- 6. 理事は理事会を組織し、本会の事業計画および予算計画を立案し、運営する。また、会長を助け、庶務、財務および出版に係る会務を掌握する。
- 7. 監事は会議の議事録を作成し、公式な記録として保管しなくてはならない。また、 議事録は、次のアドレスに電子メールを使用して送付しなくてはならない。 mdsmith@ispor.org
- 8. 監事は本会の会計を監査し、会員総会において監査の報告を行う。

#### 第8章 選挙 (Articl8: Election Procedures)

第20条 会則第15条第2号に基づき次期会長選出に関する規定を次のとおり定める。

- 1. 新次期会長の選挙にあたっては、会長、次期会長、監事は正会員の中から 3 名以上の選挙管理委員を指名し、理事の選挙の運営にあたらせる。
- 2. 選挙管理委員は、新次期会長候補の推薦を受け付け、候補者を正会員に告知する。

- 3. 正会員の選挙によって新次期会長を選出する。
- 4. 新会長は、ISPOR 理事会に就任の報告を行い、新次期会長については氏名を次のアドレスに電子メールを使用して送付しなくてはならない。mdsmith@ispor.org
- 第21条 会則第15条第3号に基づき理事選出に関する規定を次のとおり定める。
  - 1. 理事の選挙にあたっては、会長、次期会長、監事は正会員の中から 3 名以上の選挙管理委員を指名し、理事の選挙の運営にあたらせる。
  - 2. 選挙管理委員は、次期理事候補の推薦を受け付け、候補者を正会員に告知する。
  - 3. 正会員の選挙によって次期理事を選出する。
  - 4. 新会長は、新理事については氏名を次のアドレスに電子メールを使用して送付しなくてはならない。mdsmith@ispor.org
- 第22条 会則第 15 条第 4 号に基づき監事選出に関する規定を次のとおり定める。
  - 1. 監事の選挙にあたっては、会長、次期会長、監事は正会員の中から 3 名以上の選挙管理委員を指名し、監事の選挙の運営にあたらせる。
  - 2. 選挙管理委員は、次期監事候補の推薦を受け付け、候補者を正会員に告知する。
  - 3. 正会員の選挙によって次期監事を選出する。
  - 4. 新会長は、新監事については氏名を次のアドレスに電子メールを使用して送付しなくてはならない。mdsmith@ispor.org

#### 第9章 変更 (Articl9: Amendments)

- 第23条 ISPOR Japan Chapter の会員は、本会会則の変更を提案することができる。
- 第24条 本会会則を変更するためには、総会員数の2/3以上の賛成を必要とする。

#### 第 10 章 賠償 (Artic 110: Indemnification)

第25条 ISPOR の名称、ロゴ等、本部との関係を ISPOR Japan Chapter が利用すること により発生・起因した損害についての賠償は、いかなる場合でも ISPOR 本部は免責されるものとする。

### 第11章 財務 (Articl11: Finance)

- 第26条 本会の経費は会費・寄付・その他の収入をもってこれに充てる。
- 第27条 本会の財産は、会長が管理することとし、その方法は理事会で決定するところによる。
- 第28条 会長は年 1 回会計報告を作成し、監事の意見をつけて会員総会の承認を得なければならない。
- 第29条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。ただし、2005 年度にかぎり、9 月 1 日に始まるものとする。

## 付則

第1条 本規約は2005年9月1日から施行する。

第2条 初代役員の選出においては、本会則によらず、特例として互選により選出する。

第3条 初代役員に関しては、設立後の ISPOR 日本部会の安定的発展を期するため、特例 として初年度に加え次年度終了時まで、選挙によらず任期を延長するものとする。 なお、この期間においては理事会の議決により会則の変更を可とするものとする。

## 細則

第1条 規約第8条に基づき会員の会費を次のとおり定める。

1. 正会員 5,000円 (年額)

2. 学生会員 2,000円 (年額)

3. 賛助会員 12,000円 (年額)

## ISPOR の Local Chapter 会則サンプルページ

: http://www.ispor.org/local\_chapters/constitution\_model.asp